

令和3年度和歌山県認知症対応型サービス事業管理者研修
実施要項

1 目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に対し、管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得する。

2 実施主体 和歌山県

3 実施機関 和歌山県介護普及センター

4 受講対象者（1と2の両方を満たすこと）

- 1) 「認知症介護実践研修(実践者研修)」または、「認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)」を修了している者
- 2) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されており、3年以上の実務経験がある者

5 日数 2日間

6 研修日程・場所

日程:令和4年3月14日(月)、3月15日(火)

実施方法:Microsoft Teamsによるオンライン研修

※オンライン受講するための環境

受講者1名につき1台のパソコン、1アカウント、Webカメラ及びイヤホン(マイク付きのもの)については各申込者(事業所等)で準備してください。

※研修受講に伴う通信費については、各申込者(事業所等)の負担となります。

※Microsoft Teamsのハードウェア要件については、Microsoftのホームページに掲載されていますので各自御確認下さい。

※研修資料(PDFファイル)は受講決定後、メールに添付して送信しますので、印刷のうえ、研修当日までに準備してください。

※受講決定した場合は、必ず接続確認実施日に接続確認をお願いします。

※接続先URL等は受講決定時にお知らせします。

<接続確認実施予定日時>

令和4年3月11日(金)13:00~15:00

(当日は確認画面と音楽を流します。時間内に確認できた方から退出可能です。)

※感染症の拡大状況によっては研修を延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。

7 定員 50名

8 受講申込

各事業所の長は、受講者を取りまとめるうえ、下記提出書類を郵送で申込先に提出してください。

(1) 提出書類

- ・令和3年度認知症対応型サービス事業管理者研修申込書
- ・「認知症介護実践研修(実践者研修)」又は「認知症(痴呆)介護実務者研修(基礎課程)」の修了証書の写し

- (2) 申込先 事業所を設置する市町村の介護保険担当課
- (3) 提出期限 令和4年2月4日(金)【必着】

9 受講決定

受講決定通知は、和歌山県介護普及センターから申込書に記入いただいた「事業所メールアドレス」へ各事業所申込担当者あてメールで通知します。
メール通知が届かない場合は、和歌山県介護普及センターに連絡してください。

※応募者多数の場合は、管理者として確実に配置される予定があり今年度の研修受講の必要性が高いと判断される方を優先するなど調整させていただきますのでご了承ください。

10 受講料

受講料は、3,000円となる予定です。
金額及び納入方法は、受講決定通知時にお知らせします。

11 修了証書

- (1) すべての研修科目を修了と認めた場合のみ交付します。
- (2) 欠席、遅刻、途中退席及びオンラインでの受講が確認出来なかった場合、修了証書は交付できません。

12 個人情報の取扱いについて

「受講申込書」等、各種添付書類に記載された個人情報については、適正管理を行い、当該研修における運営管理及び感染症拡大予防対策に係る業務以外の目的に利用することはありません。

13 その他

申込書の控え(写し)を必ず保管して下さい。

14 問い合わせ先

和歌山県長寿社会課長寿社会班
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-2521 FAX 073-441-2523

※オンライン受講に関する問い合わせ先：和歌山県介護普及センター
〒646-0012 田辺市神島台6番1号
TEL 0739-22-6589 FAX 0739-22-6569